

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度  
 法人名  
 ( )

別表十二(十二) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	円	翌 期 繰 越 金 算 入 の 額 の 計 算	期首中部国際空港整備準備金の金額	11	円
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額	2			均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12	
	(1)のうち剰余金の処分による積立額	3			均等益金算入額 (12) × ——	13	
積立限度額の計算	空港用地取得価額基準額の計算 累積限度基準額 (平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時ににおける中部国際空港用地の帳簿価額)	4			同上以外の場合による益金算入額	14	
	空港用地取得価額基準額 (4) × $\frac{1}{10}$	5			計 (13) + (14)	15	
	累積限度基準額残額 (4) - ((11) - (14))	6			当期積立額のうち損金算入額 (10)	16	
	所得基準額の計算 所得又は連結所得の金額(別表四「41の①」)又は(別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」)	7			期末中部国際空港整備準備金の金額 (11) - (15) + (16)	17	
額の計算	所得基準額の計算 所得基準額 (7) × $\frac{2}{3}$	8			貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18	
	積立限度額 (5)、(6)と(8)のうち少ない金額	9			差引 (18) - (17)	19	
	当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額	10			貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	20	
				当期分の 前期以前分	積立限度超過額 (1) - (9)	21	
					当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	22	
				前期末における差額 (前期の(19))	23		

## 別表十二（十二）の記載の仕方

1 この明細書は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条第2項《中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定》に規定する指定会社が、措置法第57条の7の2《中部国際空港整備準備金》の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の57の2《中部国際空港整備準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「(1)のうち損金経理による積立額2」に金額の記載が

ある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」に記載し、かつ、「10」の金額を別表四「46」又は別表四の二付表「53」に記載します。

3 「(1)のうち剰余金の処分による積立額3」に金額の記載がある場合には、「10」の金額を別表四「46」又は別表四の二付表「53」に記載します。

4 「期首中部国際空港整備準備金の金額11」には、当期首現在の税務計算上の中部国際空港整備準備金の金額を記載します。